

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、地方税の賦課及び徴収事務において、個人情報の安全な整備と利用・保護に取り組むことを誓うとともに、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言致します。

特記事項

地方税の賦課及び徴収事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課・徴収事務
②事務の内容	<p>地方税法及び当区特別区税条例に基づき、地方税賦課及び徴収に関する事務を行う。</p> <p>(1)住民税賦課事務</p> <p>【概要】 住民税とは、賦課期日(1月1日)現在、当区に居住する住民が地方公共団体に支払う税金である。住民及び各種関係機関から申告された課税資料に基づき、賦課決定・通知を行う。賦課決定においては、各種調査を行い、公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①課税準備:賦課期日時点の納税義務者の把握、配偶者の特定、住民税申告書の対象者への送付。 ②申告受付:課税資料の受付及び内容チェック、自治体側で管理する住民基本台帳との紐付け。他自治体課税分については、他自治体への回送処理。 ③賦課決定/通知:1人1枚から複数枚ある課税資料を一つの課税根拠資料に合算(資料併合)。合算結果を基に、税額計算並びに徴収方法の決定・通知。(特別徴収通知、普通徴収通知、年金特徴通知)当区で課税した住登外者の住登地への通知(住登外課税通知294条3項)。 ④賦課更正:賦課決定以降、調査あるいは本人の申告で課税資料に修正が発生した場合のオンライン更正及び通知出力。 ⑤調査:未申告調査(本人向け、他区市町村向け)、被扶養者及び配偶者等の扶養調査。税務署通報用の317条通知書の作成。 ⑥課税情報の連携:課税情報を利用する業務に対して、課税情報を連携(番号法第9条、別表第二に掲げる事務等)。 ⑦証明書の発行:納税義務者からの申請に基づく所得・課税証明書発行。</p> <p>(2)軽自動車税(種別割)賦課業務</p> <p>【概要】 軽自動車税(種別割)とは、賦課期日(4月1日)現在、当区に定置場がある軽自動車等の所有者が支払う税金である。住民、住登外者、法人からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>①当区窓口あるいは陸運支局・軽自動車検査協会から送付された軽自動車税(種別割)申告書に基づく、車両情報(及びその所有者)の登録。 ②新規登録車両に対するナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行。 ③廃車車両に対するナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行。 ④賦課期日(4月1日)時点の車両情報に基づく、軽自動車税(種別割)の賦課及び納税通知書兼納付書の発行。 ⑤各種修正申告に基づく、軽自動車税(種別割)の車両情報修正、賦課更正処理。 ⑥減免申請に基づく、減免可否決定通知書の発行。 ⑦他自治体への照会あるいは、他自治体からの照会に対する回答。</p> <p>(3)収納管理事務</p> <p>【概要】 収納管理事務とは、個人住民税賦課業務、軽自動車税(種別割)賦課業務、特別区たばこ税及び入湯税申告納税業務より賦課情報を引継ぎ、納税者の収納情報を管理する。</p> <p>【内容】</p> <p>①課税業務より、当初課税並びに税額更正後の賦課情報の引継ぎ。 ②当区窓口あるいは各種収納機関経由での納付書による消込情報(紙、電子データ)を受領及び、消込。 ③課税情報と消込情報に過払いの差額が発生した場合の、過誤納管理を行い、還付・充当通知の出力。 ④納付手段としての口座振替あるいは還付金の受領手段として、口座を選択した納税義務者に対して</p>

の口座情報の管理。

- ⑤納税義務者等からの申請に基づく、納税証明書・(非)課税証明書の発行。
- ⑥未納者への督促状の発行及び、滞納整理業務への情報の連携。
- ⑦他自治体への納税義務者の照会あるいは他自治体からの照会に対する回答。

(4)滞納整理業務

【概要】

滞納整理業務とは、収納管理業務より、未納情報を引継ぎ、滞納者情報並びに処分の情報を管理する。

【内容】

- ①収納業務で督促状を発行した納税義務者の情報の引継ぎ。
- ②滞納者に対する電話催告、文書による催告、電話連絡、訪問等による納税交渉・徴収事務。
- ③滞納者と納税計画を作成し、分納計画や必要に応じての減免等の処理。
- ④納税交渉に応じない場合や、約束不履行があった場合の、民間企業等に対する財産調査。
- ⑤差押え可能な財産が判明した滞納者に対する差押え予告通知並びに差押え処分の執行、換価・配当による充当。
- ⑥差押え可能な財産が存在しない滞納者に対する、執行停止等処分の執行。
- ⑦執行停止後、時効日を迎えた場合等の、不納欠損処理。

③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	税システム								
②システムの機能	①個人住民税システム:課税標準処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行 ②軽自動車税システム:車両登録、納税義務者に対する賦課、登録情報の管理、各種証明書の発行 ③収納管理システム:地方税の収納管理、納付書の発行、証明書発行、還付・充当 ④滞納整理システム:滞納者管理、滞納者に対する催告機能、各種財産管理機能、処分、分納計画								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[○] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[○] その他 (課税イメージ管理システム、課税支援システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (課税イメージ管理システム、課税支援システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (課税イメージ管理システム、課税支援システム)									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	宛名システム								
②システムの機能	①住民記録システムより連携された住民情報管理機能 ②住登外登録・更新・削除機能 ③法人登録・更新・削除機能 ④同一人設定機能、個人番号・法人番号管理機能								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[○] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[○] その他 (課税支援システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[○] その他 (課税支援システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[○] その他 (課税支援システム)									

システム3	
①システムの名称	課税支援システム(税務LAN)
②システムの機能	申告支援システムやeLTAXを通じてダウンロードした電子データ、及びパンチした課税資料を効率良く基幹税システムに連携するために処理・加工等を行う。 (給報の事務所特定、確申二表OCR処理、進捗管理機能など)
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (課税支援システム(イメージ管理))
システム4	
①システムの名称	課税支援システム(イメージ管理)
②システムの機能	①課税資料を電子イメージ化しファイリングする機能 ②課税資料の資料番号や宛名番号、氏名カナ等をもとに対象者のイメージを検索・照会する機能 ③イメージにマーカー、メモ、スタンプ、附箋等を添付する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (課税支援システム(税務LAN))
システム5	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	①eLTAXを通じてダウンロードした国税連携データを、基幹税システムに連携・取込ができるよう加工する機能 ②KSK分の確定申告書第二表の数値データ化及び補正入力機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携システム)
システム6～10	

システム6	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・このシステムでは、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。</p> <p>・審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。</p> <p>・審査システム(eLTAX)は、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する機能を有する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する機能を有する。</p> <p>①申告データ(給与支払報告書、年金支払報告書)等の受付・照会機能 ②申告データ出力機能(XML、GSV形式) ③納税者との連携機能(メッセージ送信、プレ申告データ送信、税額通知データ送信、年金特徴データ送受信機能)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム7	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システム(eLTAX)に送付される。</p> <p>①国税連携データ配信: 国税庁から送信された国税連携データを地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会から利用できるようにする機能 ②国税連携データ照会: 「国税連携データ配信」によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索・表示・印刷・ダウンロードを行う機能 ③団体間回送: これまで郵送等により他の地方公共団体へ送付していた課税用資料等を電子データとして、他の地方公共団体へ送付する機能 ④マスタ管理: 国税連携システムを利用する上で必要な団体情報、利用者情報の登録、更新を行う機能 ⑤共通業務: 各利用者の権限に応じた機能提供や、受信サーバ運用の支援等を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (申告支援システム、地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>

システム8	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う</p> <p>②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う</p> <p>③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能:各業務で管理している別表二の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う</p> <p>⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 社内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム9	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>④既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>⑦データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] 社内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム10	
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	<p>軽自動車検査情報の取得</p> <p>軽自動車検査情報市区町村提供システムは、軽自動車税(種別割)の課税に必要な検査情報を市区町村へ提供するため、地方公共団体情報システム機構が構築し、平成28年4月から運用が開始されている。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (イメージ管理システム)</p>
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル、(2)軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル、(3)収納管理情報ファイル、(4)滞納整理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表の24の項 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 <提供>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区 総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者)等のうち、個人番号を有する者
その必要性	・個人住民税の適正な賦課を実施するうえで、申告等情報を紐づけるため。 ・情報提供ネットワークシステムに連携し、他自治体からの照会に正確に回答するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報(宛名番号): 個人番号との紐付けに必要 ・連絡先等: 納税義務者への問い合わせに必要 ・その他住民票関係情報: 住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定など) ・国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために必要 ・地方税関係情報: 算出した税額の通知、各種証明書の発行に必要。他庁への問い合わせに必要 ・生活保護関係情報: 個人住民税の非課税判定を行うために必要 ・年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために必要。また年金機構への特別徴収税額通知に必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構、給与支払者、公的年金等支払者)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (窓口における個人番号カード等、住民基本台帳ネットワークシステム、LG WAN)	
③使用目的 ※	個人住民税納税義務者(賦課期日現在、区内に住所を有する個人等)の管理、賦課決定(課税・非課税・減免)	
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①本人確認 ②住民税の賦課決定・通知事務 ③各種課税状況の調査(扶養調査、住所調査等) ④減免決定事務
	情報の突合	①窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。 ②各種申告書(確定申告書、年金支払報告書、給与支払報告書、住民税申告書)に記載された個人番号と当区の宛名システムで管理する宛名番号を突合し、納税者の正確かつ効率的な名寄せ紐付けに活用する。納税通知書に個人番号を印字する。 ③他自治体あるいは関係機関の個人番号利用部署に個人番号による照会を行う。 ④減免事務の効率化のため、本人の申請書と庁内他部署、または情報提供ネットワークシステムから入手した障害者情報、生活保護情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	個人住民税システムの保守・運用	
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)RKKCS	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	課税資料パンチ入力(整形)事務、納税通知書等印字封入封緘	
①委託内容	住民や税務署、事業者から受領した課税資料(紙)をパンチにより電子データ化する。あるいは課税資料(電子データ)を補正入力しデータ修正する。 納税通知書等を印字し、封入封緘を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)東計電算	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	課税資料整理・データ作成等事務	
①委託内容	住民や税務署、事業者から受領した課税資料の開封・整理等を行い、パンチのための準備作業を行う。 また、eLTAXシステムへの指定番号入力作業を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)東計電算	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		課税支援システムの保守・運用
①委託内容		システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)インテック
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		確定申告書OCR誤読データ補正等業務
①委託内容		課税支援システムによりOCR処理を行った確定申告書KSKデータのうち誤読したものを補正入力し、データ修正する。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)ケー・デー・シー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (72) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (27) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において提供すべき特定個人情報に地方税関係情報を含む事務を担当する情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号表第19条8号に基づく主務省令第2条の表 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人番号利用事務系ネットワーク)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	教育委員会学務課
①法令上の根拠	中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条
②提供先における用途	就学管理事務のうち条例で定める事務
③提供する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当区個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人番号利用事務系ネットワーク)
⑦時期・頻度	日次更新による連携、照会を受けたら都度



提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法別表に定める事務実施主管課(別紙2)
①法令上の根拠	番号法別表 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	番号法別表に定める各業務
③移転する情報	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当区個人住民税の納税義務者とその扶養関係者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	リアルタイム反映・日次更新による連携・照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

＜消去方法＞

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1-別紙A(1)及び別添2-別紙B(1)のとおり

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区に定置場がある軽自動車等の所有者のうち個人番号を有する者
その必要性	・軽自動車税(種別割)の減免を実施するうえで必要となるため。 ・他自治体からの照会に正確に回答するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 本人確認を行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号): 個人番号との紐付けに必要 ・連絡先等: 納税義務者への問い合わせに必要 ・その他住民票関係情報: 送付先等(区内住所地の場合)に必要 ・地方税関係情報: 算出した税額の通知、各種証明書の発行に必要。 ・生活保護関係情報: 軽自動車税(種別割)の減免判定を行うために必要 ・障害者福祉関係情報: 軽自動車税の減免判定を行うために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (窓口における個人番号カード等、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	軽自動車税(種別割)納税義務者の本人確認、減免決定	
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①本人確認 ②各種調査(住所調査等) ③減免決定事務	
情報の突合	①窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われていた際に個人番号で単件検索を行う ②他自治体の個人番号利用部署に個人番号による照会を行う。 ③減免事務の効率化のため、本人の申請書と庁内他部署、または情報提供ネットワークシステムから入手した障害者情報、生活保護情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
軽自動車税システムの保守・運用		
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)RKKCS	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
軽自動車税システムの運用等		
①委託内容	軽自動車税システムを利用した原動機付自転車等の登録、譲渡、廃車等の窓口業務、入力作業等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)アイヴィジット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<消去方法>

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1-別紙A(2)及び別添1-別紙B(2)のとおり

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区地方税の納税義務者等のうち、個人番号を有する者
その必要性	・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、収納業務及び区税の証明事務を効率的に行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号、その他識別情報: 本人確認のため、対象者を正確に特定するため(同一人の名寄せ) 4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 督促状や還付通知書等送付先の最新住所を確認するため 地方税関係情報: 算出された住民税額、軽自動車税額を保有するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="radio"/> 評価実施機関内の他部署 (庁内他課(住民票)) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="radio"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="radio"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> その他 (窓口における個人番号カード等、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	地方税の適正な徴収管理、区税の証明を行うため	
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①窓口等における本人確認 ②他自治体への住所調査(最新住所地) ③同一人の名寄せ	
情報の突合	①窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。 ②他自治体への個人番号利用部署に個人番号による照会を行う。また、住民への連絡事務の効率化のため、最新の住所地を住基ネットワークシステムから入手し、突き合わせを行う。 ③宛名システムにて個人番号を利用した同一人の紐付けを行い、同一人情報を表示する。	
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		収納管理システムの保守・運用
①委託内容		システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		税証明発行事務等窓口業務、特別区民税・都民税の納税案内業務委託
①委託内容		特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割)の税証明の発行業務、収納業務、事務補助業務等 特別区民税・都民税(普通徴収/現年度分)の納税義務者のうち、納期限後も未納の者に対して、督促 状発付前に電話で行う納税案内等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)アイヴィジット
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<消去方法>

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1-別紙A(3)及び別添1-別紙B(3)のとおり

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当区地方税の納税義務者のうち、個人番号を有する者
その必要性	・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、収納業務を効率的に行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (滞納整理業務において必要な関係者や財産情報など)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 本人確認を行うため、対象者を正確に特定するため ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 催告書等の送付先を設定、確認するため ・地方税関係情報: 算出された住民税額を把握するため ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護を受給しているか把握するため ・その他: 滞納整理に必要な財産等の情報を把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input type="radio"/> 評価実施機関内の他部署 (庁内他課(住民票、生活保護)) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="radio"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="radio"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
②入手方法	<input type="radio"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> その他 (窓口における個人番号カード等、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	地方税の適正な滞納整理業務を行うため	
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①窓口等における本人確認 ②他自治体への各種調査(最新住所地、居住状況、所得照会、生活保護受給状況) ③同一人の名寄せ
	情報の突合	①窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。 ②他自治体への個人番号利用部署に個人番号による照会を行う。また、住民への連絡事務の効率化のため、最新の住所を情報提供ネットワークシステムから入手し、突き合わせを行う。 ③宛名システムにて個人番号を利用した同一人の紐付けを行い、同一人情報を表示する。
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
滞納整理システムの保守・運用		
①委託内容	システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)RKKCS	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
住民税滞納整理に係る調査事務等		
①委託内容	住民情報システムを利用した財産調査及び他自治体からの照会文書の收受や調査、調査書類の管理や整理等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)アイヴィジット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
区職員に対する税収納事務に係る助言・指導業務及び事務補助		
①委託内容	特別区民税徴収事務に係る助言・指導、滞納整理事務補助、住民情報システムを利用した実態調査事務補助、端末機操作入力の事務補助等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	公益財団法人 東京税務協会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項6～10

委託事項11～15

委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

<消去方法>

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1-別紙A(4)及び別添1-別紙B(4)のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル、(2)軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル、(3)収納管理情報ファイル、(4)滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムあるいは外部関係機関から入手する連携については、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法も限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から課税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・届出/申請等の窓口において、本人確認として個人番号を入手する際には本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求め、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住基CSオンライン端末による取得の際には、運用上の取り決めにより地方税の賦課徴収に係る関係者以外の情報を入手しないよう制限をしている。 ・課税の申告書に他市区町村分が含まれていた場合は、速やかに本来の提出先への回送処理を行う。 ・住民税と他業務連携においては、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・他業務参照用の課税情報画面においては、業務に必要な情報のみを表示するよう制限している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスした際には処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口にて直接申告書を受け取る際には、個人番号カードに基づき本人確認を行う。 ・各種申告書に記載された個人番号については、税システム及びその運用において、本人確認を行う。 ・庁内連携システムより入手した情報(住民情報)については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、入手したデータをアクセス制御付きのフォルダ等で管理することで漏えいを防止している。 ・紙媒体及び電子媒体により提出された申告情報等は、原則本人からの受取りを前提とし、鍵付きの保管庫で保管することはもちろん、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から課税情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・住民税と他業務連携においては、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザID及びパスワード並びにICカード若しくは生体認証の二要素認証を行っている。
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発行・失効の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁しシステムに反映させている。 <p>【アクセス権限の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な組織変更、人事異動があるときはイベント処理として事前検証(リハーサル)を行う。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末から参照、更新した場合のアクセスログを記録している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【従業者が事務外で使用するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意している。 ・従業者に対するセキュリティ教育を年1回行っている。 <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【情報保護管理体制の確認】

- ・プライバシーマークを取得している事業者に限る。
- ・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認している。

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】

- ・作業者を限定するために、委託先作業者の名簿を提出させている。
- ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にしている。
- ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。
- ・閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用が無いことを確認している。

【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】

- ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。

【特定個人情報の提供ルール】

- ・委託先から他社への提供は認めていない。
- ・委託先データセンター等への定期的な視察を行っている。
- ・日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックしている。

【当区特定個人情報の消去ルール】

- ・業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定している。
- ・書面にて、破棄、消去の方法、完了日等を報告させ、必要に応じて職員が調査を行う。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報（個人番号、地方税関係情報）の提供を行う際に、提供記録（提供日時、操作者等）をシステム上で管理し、5年分保存する。なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。 ・番号法及び個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備し、マニュアル通りに提供を行う。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室への入室権限及び税システムへのアクセス権限を有する者を、当区の規定に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスク】

- ・移転については、移転の記録が残る庁内連携システムを通して行うことで、不適切な移転を防止する。
- ・提供については、情報提供ネットワーク接続用の端末でしか操作できず、権限を持った職員しか操作できない仕組みとしている。

【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク】

- ・移転については、番号法及び条例にて規定された部署のみ照会可能となっている。
- ・業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、限定された情報のみを連携対象としている。
- ・提供する情報は、定められた仕様に基づくもののみとしている。
- ・移転、提供に関する連携システムでの十分な検証を行っている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

【不適切な方法で提供されるリスク】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	-
再発防止策の内容	-
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等についてログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>【消去手順】 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】 ・指定の保持年数を経過した場合に物理削除を行っている</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 ・パッケージ機能にて対象者情報を物理削除している</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<p><監査> <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p><その他> <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
②請求方法	所定の開示請求書に住所、氏名、電話番号、請求する情報の件名または内容、開示の方法等を記入のうえ提出
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
②対応方法	所定の様式に住所、氏名、電話番号、内容等の所要の事項を記入のうえ問い合わせる。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年11月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	・中央区情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検実施時に区民等委員から意見聴取 ・評価書をホームページで公表
②実施日・期間	令和2年1月9日
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年1月9日
②方法	中央区情報公開・個人情報保護審議会への諮問
③結果	妥当である

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I-5-②	<提供>番号法～が含まれる項(1～84、87、～119の項)	<提供>番号法～が含まれる項(1～84、85の2、87、～119の項)	事後	
平成29年7月27日	II(住民税賦課情報ファイル)-5(提供・移転の有無)	提供を行っている(56件)	提供を行っている(57件)	事後	
平成29年7月27日	II(住民税賦課情報ファイル)-5(提供先1)	～他機関である56箇所	～他機関である57箇所	事後	
平成29年7月27日	II(収納管理情報ファイル)-4(委託事項2)-①	特別区民税・都民税及び軽自動車税の税証明の発行業務、収納事務等	特別区民税・都民税及び軽自動車税の税証明の発行業務、収納事務、事務補助業務等	事後	
平成29年7月27日	(重点項目評価書別紙) 特定個人情報ファイル提供先一覧 ・項番 ・情報提供者 ・別表第二に規定される事務	(項番84の後に追加)	(項番)85の2 (情報提供者)都道府県知事又は市町村長 (別表第二に規定される事務) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成31年3月28日	I-6-②	税務課長 清水 一実	税務課長	事後	
令和2年2月26日	I-1-② ほか	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和2年2月26日	I-1-②	当区に定置場を所有する義務者	当区に定置場がある軽自動車等の所有者	事後	
令和2年2月26日	I-2 システム1 ③	○ その他 課税イメージ管理システム、ズバツと課税状況	○ その他 課税イメージ管理システム、ズバツと課税状況、課税支援システム	事前	
令和2年2月26日	I-2 システム2 ③		○ その他 課税支援システム	事前	
令和2年2月26日	I-2 システム3	課税イメージ管理システム	課税支援システム(税務LAN)	事前	

令和2年2月26日	I-2 システム4 及び5以降	申告支援システム	課税支援システム(イメージ管理) 以降、システムの項番を1つずつ繰り下げ	事前	
令和2年2月26日	I-5-②	<提供>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	<提供>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 20、53、120 追加 119 削除	事後	
令和2年2月26日	II(1)-4 委託事項4		課税支援システムの保守・運用	事前	
令和2年2月26日	II(1)-4 委託事項5		確定申告書OCR誤読データ補正等業務	事前	
令和2年2月26日	II(1)-4 別添1	課税イメージ	課税支援システム	事前	
令和2年2月26日	II(1)-5提供先2-⑥	住民情報ネットワーク利用	個人番号利用事務系ネットワーク	事後	
令和2年2月26日	II(2)-2-③	当区に軽自動車車両の定置場を所有する者	当区に定置場がある軽自動車等の所有者	事後	
令和2年2月26日	II(2)-4 委託事項2	ヒューマンラスト(株)	(株)アイヴィジット	事後	
令和2年2月26日	II(3)-4 委託事項2	ヒューマンラスト(株)	(株)アイヴィジット	事後	
令和2年2月26日	III(1)-3ユーザ認証の管理	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている ・IDカードとパスワードによる認証を行っている ・生体認証による認証を行っている	ユーザID及びパスワード並びにICカード若しくは生体認証の二要素認証を行っている。	事後	
令和3年6月4日	I-1-②-(2)	⑦納税義務者からの交付申請に基づく、課税証明書の発行	削除(以後番号繰り上げ)	事後	
令和3年6月4日	I-1-②-(3)	収納管理事務とは、個人住民税賦課業務、軽自動車税(種別割)賦課業務より、賦課情報を引継ぎ、納税者の収納情報を管理する。	収納管理事務とは、個人住民税賦課業務、軽自動車税(種別割)賦課業務、特別区たばこ税及び入湯税申告納税業務より賦課情報を引継ぎ、納税者の収納情報を管理する。	事後	

令和3年6月4日	I -1-②-(4)	⑦執行停止後、時効日を迎えた場合の、不能 欠損処理。	⑦執行停止後、時効日を迎えた場合等の、不 納欠損処理。	事後	
令和4年6月29日	I -4	第9条第1項 別表一の16の項	第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
令和4年6月29日	I -5-②	<提供>番号法第19条第8号(特定個人情報の 提供の制限)及び別表第二事務番号	<提供>番号法第19条第8号(特定個人情報の 提供の制限)及び別表第二事務番号 30、117、121 追加	事後	
令和4年6月29日	II (4)-4 委託事項2	ヒューマントラスト(株)	(株)KDS	事後	
令和5年10月17日	II 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)	事後	
令和5年10月17日	II 5	提供を行っている 57件	提供を行っている 63件	事後	
令和5年10月17日	II 5	番号法別表第二において提供すべき特定個人 情報に地方税関係情報を含む事務を担当する 情報照会者のうち、他機関である60箇所(別紙 1参照)	番号法別表第二において提供すべき特定個人 情報に地方税関係情報を含む事務を担当する 情報照会者のうち、他機関である63箇所(別紙 1参照)	事後	
令和5年10月17日	II 5 提供先2-⑥	提供方法:電子記録媒体(フラッシュメモリを除 く。)、その他(個人番号利用事務系ネットワ ーク)	提供方法:その他(個人番号利用事務系ネット ワーク)	事後	
令和5年10月17日	II (2) 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)	事後	
令和5年10月17日	II (3) 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)	事後	
令和5年10月17日	II (4) 4-③ 委託事項1	富士通(株)	富士通Japan(株)	事後	
令和5年10月17日	II (4) 4-③ 委託事項2	(株)KDS	(株)アイヴィジット	事後	

令和6年12月27日	I-4	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和6年12月27日	I-5-②	<照会>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	<照会>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和6年12月27日	I-5-②	<提供>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	<提供>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	
令和6年12月27日	II(1)-5 提供・移転の有無	提供を行っている 63件	提供を行っている 72件	事後	
令和6年12月27日	II(1)-5 提供先1	番号法別表第二において提供すべき特定個人情報に地方税関係情報を含む事務を担当する情報照会者のうち、他機関である63箇所(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において提供すべき特定個人情報に地方税関係情報を含む事務を担当する情報照会者(別紙1参照)	事後	
令和6年12月27日	II(1)-5 提供先1②	番号法別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務	事後	
令和6年12月27日	II(1)-5 提供先2①	中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第5条	事後	
令和6年12月27日	II(1)-5 移転先1	番号法第9条第1項に定める事務実施主管課(別紙2)	番号法別表に定める事務実施主管課(別紙2)	事後	

令和6年12月27日	Ⅱ(1)-5 移転先1①	番号法第9条第1項別表第1	番号法別表	事後	
令和6年12月27日	Ⅱ(1)-5 移転先1②	番号法別表第1に定める各業務	番号法別表に定める各業務	事後	
令和8年1月1日	別添2-別紙Aのとおり	別添2-別紙Aのとおり	別添2-別紙Aのとおり	事前	